

○ 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>(業務報告書雛形) 第何期業務報告書</p> <p>(略)</p> <p>一 第何期 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 事業概況書</p> <p>(略)</p> <p>二 第何期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(20) (略) 2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(業務報告書雛形) 第何期業務報告書</p> <p>(略)</p> <p>一 第何期 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 事業概況書</p> <p>(略)</p> <p>二 第何期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を招かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無 (2)～(20) (略) 2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>